

令和7年度チャレンジふくしま県民運動推進事業業務委託 公募型企画プロポーザル仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、チャレンジふくしま県民運動推進協議会（以下「協議会」という。）が発注を予定している「令和7年度チャレンジふくしま県民運動推進事業」業務委託企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者が決定した後、協議の上別途作成する。

2 事業目的

福島県民（以下「県民」という。）は、メタボリックシンドローム該当者の割合が全国ワースト4位、急性心筋梗塞死亡率は男性が全国ワースト7位、女性が全国ワースト9位と、健康指標が悪い状況が続いており、その改善が喫緊の課題となっている。

こうした課題に対応するため、協議会では、「健康」をテーマに、「食」「運動」「社会参加」を3つの柱とした「チャレンジふくしま県民運動」を展開し県民一人一人が楽しみながら実践できる取組を通じて心身の健康を促進し、「人も地域も笑顔で元気なふくしま」の実現に向けた意識醸成を図ってきた。

その一環として実施する「ふくしまアートウォーキング」は、身近にある美術館などに収蔵されている素晴らしい芸術作品をはじめ、本県ならではの豊かな自然、伝統文化、おいしい食など「ふくしまアート（＝地域のたから）」を楽しみながら歩いて巡る取組として、令和6年度から開始した。この取組を通して、県民が気軽に無理なく心身の健康づくりを進めるとともに、イベントへの参加等を通して社会参加や地域交流を促し、「人も地域も笑顔で元気なふくしま」の実現につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 事業概要

県民の心身の健康づくり実践に向けた機運醸成ができるよう、気軽に楽しみながら実践できる県民運動推進事業を展開する。特に、令和6年度に開始した「ふくしまアートウォーキング」の取組をさらに普及させるため、PRイベントの実施や各種広報媒体を用いた情報発信を行う。

5 委託業務内容

本委託業務における提案内容は以下のとおりとし、プロポーザル参加者にあっては、コスト及び県民への波及効果、協議会や福島県の関係各課が実施する他事業等との連携、健康やスポーツ、芸術文化、地域づくり等に関わる各種団体等との連携に留意した上で、自由なアイデアを踏まえた提案を行うこと。

（1）共通事項

ア 受託者は、県民運動推進事業の企画、準備、運営から実績報告まで全ての業務を行うものとする。ただし、協議会事務局（以下、「事務局」という。）が特に指定し

た場合を除く。

イ 業務の遂行に要する費用は、特に指定がある場合を除き、全て受託者が負担する。

ウ 委託事業の実施に伴う著作権は、全て協議会に帰属するものとする。

エ その他、疑義が生じた場合は、その都度事務局と協議する。

(2) ふくしまアートウォーキングPRイベントの企画・運営

ア 県民にふくしまアートウォーキングをより効果的にPRし、実践を促す参加型イベントを、県内3か所（浜通り、中通り、会津の各エリア）で企画、運営すること。

イ 参加人数は各回100人以上を想定する。

ウ 開催時期は9月、11月、1月とする。なお、9月は、9月27日（土）・28日（日）郡山市での開催を予定している。

エ 1月のイベントは、大ゴッホ展（令和8年2月21日～）に関連した内容を盛り込むこと。なお、冬季のため、屋内での実施を想定している。

オ 「運動」の要素をより充実させるため、協議会のスポーツ分野の団体（例えば、（株）AC福島ユナイテッドをはじめとする県内プロスポーツチーム、福島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、福島県レクリエーション協会など）と連携しながらイベントを実施すること。

カ 著名人やインフルエンサーなど、広報効果の高い人材の起用を検討するなど、PR効果の高い手法を積極的に取り入れ、ふくしまアートウォーキングが広く認知されるよう効果的な展開を図ること。

キ 県健康づくり推進課及び同課が所管する『ふくしま健民アプリ』との連携を図ること。

(3) 各種メディアやSNSを活用した情報発信

ア 「ふくしまアートウォーキング」のさらなる理解促進と普及を図るため、チャレンジふくしま県民運動ポータルサイト（<https://c-f.kenmin-undo.jp/>）内の情報更新や拡充を行うこと（令和6～7年度に実施したふくしまアートウォーキングの取組・活動等の紹介ページの追加など）。また、ふくしまアートウォーキングやふくしまアートの情報発信及びデータ蓄積を行うとともに、事業終了後も有効活用できるようデータベース化を行うこと。

イ 令和6年度に協議会で作成したInstagramアカウント（アカウント名：ふくしまアートウォーキング @fukushima_artwalking）を活用し、ふくしまアートウォーキングに関する情報（ふくしまアートウォーキングPRイベントやデジタルスタンプラリーに関するものも含む）を定期的に発信すること。

ウ アのポータルサイトへの掲載のほか、テレビ、新聞、雑誌、書籍、Instagram以外のSNS等、さまざまな媒体から効果的なものを複数選定して実施するとともに、必要に応じて、各種資材（パンフレット、チラシ、ポスター、動画等）を制作する等、効果的な手法を企画提案すること。

エ プロモーションにおいては、ふくしまアートウォーキングPRイベント等で写真

や動画等の素材を収集、発信する等、イベントに参加していない県民へも事業の趣旨が伝わるよう工夫すること。

6 実績報告及び成果品

(1) 実績報告

委託業務完了後、実績報告書等を作成し、令和8年3月31日（火）までに紙媒体（1部）及びデータにて提出すること。（データによる提出は、CD-Rやメールでの提出など、事務局で確認できる形式とする。）

(2) 成果品

ア 実績報告書

イ 各種制作資材等（資材等を制作した場合のみ。数量は事務局の指示による。）

ウ その他事務局が必要と認めるもの。

7 その他留意事項

（1）受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に事務局と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。

（2）本仕様書に記載のない事項については、事務局と受託者が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施すること。